

# わたしのひなんシート（個別避難計画） について

## 1 わたしのひなんシート（個別避難計画）とは

わたしのひなんシートとは、災害のおそれがある場合に、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者※の方が適切な避難行動を行うために、『誰と』『どこに』『どうやって』避難するかなど、お一人おひとりの避難支援を実施するための計画で、災害対策基本法に定める個別避難計画に当たるものです。あらかじめ計画を作成し、家族などの支援者と共有することが大切です。

記載事項	<input type="checkbox"/> 氏名、住所、生年月日、電話番号	<input type="checkbox"/> 避難場所、避難経路
	<input type="checkbox"/> 住まいの災害危険性	<input type="checkbox"/> 避難支援者の連絡先 など

### ※避難行動要支援者とは

本市では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を避難行動要支援者として、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成しています。

本市では、以下に該当する方を避難行動要支援者として名簿に登録しています（社会福祉施設等に入所等している方を除きます）。

### <避難行動要支援者の要件>

区分	避難行動要支援者の要件
高齢者	要介護状態区分が要介護3以上の人
身体障害者	身体障害者手帳1・2級または肢体不自由3級の交付を受けている人
知的障害者	療育手帳 <sup>④</sup> またはAの交付を受けている人
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
難病患者	居宅介護、短期入所、補装具費の支給または日常生活用具の給付のサービスを受けている人
その他	上記の要件に準ずる状況で、自力での避難が困難であると市長が認める人

- ・ [避難行動要支援者避難支援制度について](#)

## 2 わたしのひなんシートを作成しましょう

### (1) 災害危険性を確認しましょう

避難に関する情報は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険区域を対象に発令します。地域の危険な区域や避難場所を、あらかじめハザードマップで確認しましょう。

#### 土砂災害

土砂災害警戒区域に所在しているかどうかは、「[広島市土砂災害ハザードマップ](#)」や「[土砂災害ポータルひろしま](#)」([広島県](#)) <外部リンク> で確認できます。

#### 洪水

洪水浸水想定区域（計画規模）に所在しているかどうかは、「[広島市洪水ハザードマップ](#)」や「[洪水ポータルひろしま](#)」([広島県](#)) <外部リンク> で確認できます。

#### 高潮

高潮浸水想定区域（伊勢湾台風規模）に所在しているかどうかは、「[高潮・津波災害ポータルひろしま](#)」([広島県](#)) <外部リンク> で確認できます。

## 津波

津波災害警戒区域に所在しているかどうかは、「[広島市津波ハザードマップ](#)」や「[高潮・津波災害ポータルひろしま](#)」([広島県](#)) <外部リンク> で確認できます。

### (2) 避難情報の種類と入手方法を確認しましょう

本市では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、危険度の段階に応じて避難情報を発令しています。災害危険区域にお住まいで、避難に時間がかかる人は、「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令された段階で避難行動をとってください。避難情報の種類や入手方法は以下で確認できます。

- ・ [広島市が配信する避難に関する情報](#)
- ・ [情報の入手方法について](#)

### (3) 避難場所を確認しましょう

#### 避難場所について

避難先として、安全な場所にある親族・知人宅や市が開設する避難場所※などが考えられます。家族や友人などと相談して、あらかじめ避難先を決めておきましょう。

※ 原則、小学校区内の拠点的な避難場所（1箇所）を開設します。市が指定するすべての避難場所を開設するわけではありません。

市が開設する避難場所は以下で確認できます。

- ・ [避難場所について](#)

#### 福祉避難所について

福祉避難所とは、高齢者や障害者などのために、車いす使用者等対応トイレやスロープを設置したり、相談員を配置するなど、福祉的配慮をした避難所です。

災害時には、まずは小学校などの指定緊急避難場所へ避難していただきますが、避難が長期化するときには、必要に応じて福祉避難所を設置し、そちらへ移動できる場合があります。福祉避難所への移動を希望される場合は、避難先の広島市職員へお伝えください。

また、障害特性等により、指定緊急避難場所ではなく、福祉避難所への直接避難を希望する場合、お住いの区で御相談に対応いたしますので、各区地域起こし推進課へお問い合わせください。

## <各区地域起こし推進課連絡先>

中区地域起こし推進課 082-504-2820

東区地域起こし推進課 082-568-7705

南区地域起こし推進課 082-250-8935

西区地域起こし推進課 082-532-1023

安佐南区地域起こし推進課 082-831-4562

安佐北区地域起こし推進課 082-819-3905

安芸区地域起こし推進課 082-821-4905

佐伯区地域起こし推進課 082-943-9704

本市が協定を締結している福祉避難所は以下で確認できます。

- ・ [福祉避難所について](#)

## (4) 各家庭で備えましょう

いざという時に備えてあらかじめ非常持ち出し品や備蓄の準備等をおこなしましょう。非常持ち出し品や家庭内備蓄は以下で確認できます。

- ・ [非常持ち出し品（避難時に持ち出すもの）](#)
- ・ [家庭内備蓄（在宅生活を送るためのもの）](#)
- ・ [家具固定](#)

### このページに関するお問合せ先

危機管理室 危機管理課 代表

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel : 082-504-2653 Fax : 082-504-2802

[kikikanri@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kikikanri@city.hiroshima.lg.jp)

このページを見ている方はこんなページも見ています